

令和 5 年 9 月 11 日

第 9 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和5年第9回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日（月）午後1時00分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 多目的スペース

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員	上田地区	河津 有隆、松本 和昭
	北里地区	木附 栄三
	西里地区	佐藤 三代司、佐藤 義昭
	下城地区	中村 孝、宮崎 徳雄

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員 原山 義弘

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	
第2	議案第1号番号1	農地法第3条の規定による許可申請について
第3	議案第1号番号2	農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第1号番号3	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第2号番号1	農地法第4条の規定による許可申請について
第6	議案第3号番号1	農地中間管理事業の推進に関する法律による農 用地利用集積等促進計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	坂田 尚昭
事務局職員（主査）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局 長 ただ今から、令和5年第9回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

 （異議なしの声あり）

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番田代カズヨ委員、3番穴井幸子委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

 （〇〇委員退室）

 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請ではありますが、下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和5年9月11日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。

 議案第1号番号1、農地の所在は、大字下城字〇〇です。登記簿地目及び現況地目は田、面積は、3,221㎡です。権利の種別は、3条有償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。対価は、備考欄に記載があります。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊資料

の 1 ページが許可申請の写しです。2 ページに権利を移転しようとする契約の内容が記載されています。3 ページ上段に自作農地の田が 15,255 ㎡、畑が 7,717 ㎡、合計 22,972 ㎡です。4 ページ作付け予定の作物と農機具等の保有状況が記載されています。5 ページが権利を取得する世帯の農業への従事状況です。6 ページが周辺地域との関係、7 ページが地域との役割分担の状況です。8 ページ航空写真の位置図、9 ページ現地立会時の写真、10 ページ確認書になっております。要件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については、9 月 7 日に私と宮崎推進委員、中村推進委員、事務局で現地を確認しました。買い手の方からの聞き取りによると現地は、これまで耕作、管理がされていない農地とのことでした。これからは買い手の方が営農、管理されていくとのことです。農業委員会憲章にあります担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の解消の観点からも農業委員会が促進する内容に一致しております。また、申請地は、買い手の方の農地と隣接しており、その農地に農業用機械を入れる目的も兼ねているようです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 進入路についてですが、買い手の方は所有農地に行く道は今までなかったということですか。

事 務 局 今ある進入路を以前から利用していたと聞いておりまして、申請地内の道を利用するしかかった様です。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

採決後事務局が〇〇委員を呼びに行く
(〇〇委員 入場)

議 長 日程第 3 議案第 1 号番号 2「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。農地法第 3 条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和 5 年 9 月 11 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。

議案第 1 番号 2、農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇です。登記簿地目及び現況地目は畑、合計面積は、752 ㎡です。権利の種別は 3 条有償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。対価は、備考欄に記載があります。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料の 11 ページが許可申請の写しです。12 ページ上段に自作農地の田が 602 ㎡、合計 602 ㎡です。13 ページ作付け予定の作物と面積です。その下の欄に農機具等の保有状況が記載されています。14 ページが権利を取得する世帯の農業への従事状況です。15 ページが周辺地域との関係、16 ページが地域との役割分担の状況です。17 ページ航空写真の位置図、18 ページ現地立会時の写真、19 ページが確認書になっております。要件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎委員から報告をお願いします。

7 番 この案件については、9 月 7 日に私と松本推進委員、河津推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、菊芋の耕作地と

して利用されている農地でした。今後も買い手の方が菊芋の耕作地として、営農、管理されていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 反当たりの単価が高額だと思います。当事者で決めたことなので問題はないかと思いますが、どのような経緯でこの金額になったか聞いていますか。

事務局 この金額になったかの経緯は聞いておりませんが、当事者の意向であることは間違いありません。この案件については、約数年前に仮登記がされており、当時の売買金額を記載しているものと考えられます。

議長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定しました。

議長 日程第 4 議案第 1 号番号 3「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。農地法第 3 条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和 5 年 9 月 11 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。

議案第 1 号番号 3、農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇の 4 筆です。登記簿地目及び現況地目は、田が 3 筆、畑が 1 筆です。合計面積は、7,455 m²です。権利の種別は 3 条無

償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営の後継者として贈与を受けるためです。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料の 20 ページが許可申請の写しです。21 ページ上段に自作農地の田が 8,644 m²、畑が 145 m²、合計 8,789 m²です。22 ページ作付け予定の作物と面積です。その下の欄に農機具等の保有状況が記載されています。23 ページが権利を取得する世帯の農業への従事状況です。24 ページが周辺地域との関係、地域との役割分担の状況です。25 ページから 26 ページ航空写真の位置図、27 ページから 28 ページに現地立会時の写真、29 ページ確認書になっております。要件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野委員から報告をお願いします。

4 番 　　この案件については、8 月 7 日に私と佐藤三代司推進委員、佐藤義昭推進委員、事務局 1 名で現地を確認しました。現地は、当事者の親子で管理されている農地でした。親子間の所有権移転ということでこれまで通りの営農、管理されていくとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問、意見なし）

議 長 　　それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全 員 賛 成）

議 長 　　全員賛成ですので、議案第 1 号番号 3 は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 5 議案第 2 号番号 1「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 2 ページを開いてください。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見であります、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。令和 5 年 9 月 11 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。

議案第 2 号、農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇の 2 筆です。登記簿地目及び現況地目は、畑です。転用面積は、551 m²です。申請人は、記載の通りです。転用目的は、山林として転用することです。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。30 ページが許可申請書の写しです。31 ページが事業計画書、32 ページが始末書です。33 ページが位置図、34 ページが配置図、35 ページが排水計画図になります。36 ページが現地立会時の写真、37 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

1 番 この案件については、9 月 8 日に私と木附推進委員、原山推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、すでに杉山となっている状態でした。当時の所有者が申請地は、耕作地としては不適切と判断したため、許可を受けずに転用をしてしまったようです。この転用により周辺の営農には支障はないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

4 番 配置図で見ますと周りは山林に囲まれているようなのですが、隣接地の土地も元は畑でだったのでしょうか。

事 務 局 周辺の土地の地目を調べてたところ山林と旧国鉄敷の土地しかなく、この土地のみが畑として存在していたようです。

議 長 それでは採決いたします。議案第 2 号番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 2 号番号 1 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 6 議案第 3 号番号 1「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について(利用権貸借)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書 3 ページを開いてください。農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案についてありますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求めます。令和 5 年 9 月 11 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。

議案第 3 号番号 1 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇の 5 筆です。地目は、登記簿は、田が 4 筆、畑が 1 筆、現況地目も田が 4 筆、畑が 1 筆です。面積合計 6,651 m²です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。権利の種別は、機構法賃貸借、内容は再設定です。利用目的は、田です。期間は 5 年の賃貸借です。以下記載の通りです。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6 番 2 筆目についてですが、現況地目が畑になっていますが、作付け状況を教えてください。

事 務 局 畑になっておりますが、実際には田として利用されている状況です。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 3 号番号 1 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号番号 1 の原案について同意することを決定します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 9 回総会を閉会致します。

令和 5 年第 9 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

3 番